

4. 三つの基本的視点

(1) 効率的で質の高い行政運営の推進

地方自治体を取り巻く環境の変化や、現下の厳しい諸情勢に敏感に反応しながら、高度化・多様化する町民ニーズに的確に対応していくためには、無駄と非効率的な部分を徹底的に排除し、職員の意識を改革し、行政の質をより高いレベルに引き上げなければなりません。

そこで、町民参画を基本に、行政改革を推進し、効率的・効果的な行政運営の確保を図り、質の高い行政運営を推進します。

(2) 分権型社会に対応した財政基盤の強化

国及び地方をはじめ極めて厳しい財政状況のもと、少子高齢化の進展など、社会経済の情勢変化に柔軟にかつ的確に対応し、より質の高い行政運営を実現するためには、職員の意識改革・政策形成能力の資質向上を図り、実施すべき行政活動を的確に選択すると共に、スクラップ・アンド・ビルド(*)を徹底し、限られた財源の効率的・効果的な活用を図りながら、柔軟で機動的な行財政運営を行う必要があります。

そこで、限られた行政資源を重点的かつ効率的・効果的に配分する行財政システムを確立すると共に、より積極的な財源の確保に努め、歳出面での総合的な見直しを行い、強固な財政基盤の確立を目指します。

(*)スクラップ・アンド・ビルド…行政組織は肥大化する傾向にあることから、新規の需要に対応し、機構を新設する際には、既存のものを改廃し、全体として機構の増大を防ぐこと。

(3) 町民との協働によるまちづくりの推進

地域の特性を生かしたまちづくりを進めていくためには、町民の行政への関心を高め、幅広い参画を促進すると共に、町民の理解のもと、町民と行政が協働して自治体運営を推進する必要が不可欠です。

そこで、真に住みよい町を実現するために、より公正で透明性の高い、町民に開かれた行財政運営を目指して、行政情報を積極的に提供すると共に、町民と行政がお互いをまちづくりのパートナーとしての再認識を持ち、住民相互の支え合いや地域の交流・連携を大切にしながらコミュニティを育み、また、その力を福祉・教育・環境保全等をはじめ、様々な場面で活用できるような行政改革を推進します。

5. 大綱の対象期間

本行政改革大綱の対象期間は、平成17年度から平成19年度までの3年間とし、実施計画に基づき、随時実現可能なものから実施します。

6. 大綱の推進に向けて

今回の『第4次高鍋町行政改革大綱』は、「行政改革推進本部」（町長・助役・収入役・教育長・各課長・局長・美術館副館長 計20名）並びに町民代表者（各種団体代表者・学識経験者 計10名）で構成する「行政改革推進委員会」で策定にあたりました。

行政改革推進本部会議において策定しました第4次行政改革大綱(案)を行政改革推進委員会に諮問し、委員の皆様から大変貴重なご意見をいただき、大綱の中に反映させました。

また、職員には、意識改革といたしまして、行財政改革についての意識調査を実施し、各課に、これからの行政改革に取り組む目標テーマを掲げさせるなど、町のおかれている状況が危機的であることの認識の共有化を図りました。

行財政改革は、ただ単に役所内部の問題ではなく、町民生活に密接に関連するものであります。

今後、本大綱を指針として本町の行政改革を推進するにあたり、高鍋町職員一人ひとりの取り組みに対する姿勢や努力は勿論のこと、町議会や町民の一人ひとりがそれぞれの立場でご理解やご協力をいただくことが、必要不可欠であります。

高鍋町職員一同は、町民全員参加による自主努力や地域との共助の力を結集しながら、大綱の目標達成に向けた取り組みを推進してまいります。